

第6章 推進体制

1. 市民・事業所・自主防災会等との協力体制

災害による被害を未然に防ぎ、また、被害を最小限に抑えるためには、全市を挙げた取り組みが重要となります。

平常時からの災害に対する備えとして、各家庭・事業所における非常食・災害用備品の備蓄、連絡体制の整備、事業継続計画(BCP)の策定等を推進するとともに、事業所へは災害時等協力事業者登録による各分野での協力をお願いするなど、災害時における更なる連携の強化に努める必要があります。

また、各地域の自主防災会による防災活動の推進、住民等の防災意識の醸成、災害時における要援護者等への支援等は、本市の防災・災害対策に必要不可欠なものとなっています。

このようなことから、市民・事業所・自主防災会等への情報提供と支援、防災・災害対策への意見の反映を行うなど、連携をさらに深めることにより協力体制を構築し本計画の効果的な推進を図ります。

2. 鳴門市防災・災害対策会議の設置

本市の防災・災害対策を、市の組織全体で推進するための機関として、「鳴門市防災・災害対策会議」を設置しました。

この対策会議において、防災・災害対策の現状分析と課題の抽出、施策や事業の検討と決定、また、市民等との協働や各関係機関等との連携の手法についても調整を行うなど、防災・災害対策の迅速な調整と決定を図り、本計画の着実な推進に努めます。